

蒲郡市給水装置の事故等による使用水量の認定基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市水道事業給水条例（昭和34年蒲郡市条例第7号。以下「条例」という。）第22条第2項の規定に基づき、使用者の善良なる管理のもとにおける給水装置の事故、水道メーターの異常回転等（以下「給水装置の事故等」という。）によって使用水量が不明な場合の使用水量の認定に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 条例第2条第1号に定める給水装置のうち、メーター下流側の給水装置をいう。
- (2) 使用水量 使用実績水量及び認定漏水水量を合計したものをいう。
- (3) 不表現漏水 地中埋設部、壁面内部及び使用者が善良な管理者として注意をしていたにもかかわらず客観的に発見することが特に困難であると判断される場所で発生した漏水をいう。
- (4) 表現漏水 不表現漏水を除くすべての漏水をいう。

(使用実績水量)

第3条 使用実績水量は、次に掲げる順位により算出するものとする。

- (1) 前年同期の使用水量
- (2) メーター測定水量の増加が確認された検針の前2回の検針の平均使用水量
- (3) 修理後の相当日数による日割りで計算される水量
- (4) 市長が認める推定水量

2 ウォーターハンマー又は給水管内エアーによる水道メーターの異常回転があったと認められるとき、及び検針時に使用水量を正確に計量できないときは、前項の規定により算出した使用実績水量を使用水量と認定するものとする。

(認定漏水水量)

第4条 給水装置に不表現漏水があった場合の認定漏水水量は、次の方式により算出するものとし、1立方メートル未満の端数は切捨てるものとする。

$$\text{認定漏水水量} = (\text{メーター測定水量} - \text{使用実績水量}) \times 1 / 2$$

- 2 前項の方式により算出される認定漏水水量が、使用実績水量の4倍を超える場合においては、前項の規定にかかわらず使用実績水量の4倍を認定漏水水量とするものとする。
- 3 前項の方式により算出される認定漏水水量が、メーター測定水量と使用実績水量の差の10分の3未満の場合においては、前項の規定にかかわらずメーター測定水量と使用実績水量の差の10分の3を認定漏水水量とし、1立方メートル未満の端数は切捨てるものとする。
- 4 前3項の規定により算出された認定漏水水量が1立方メートルに満たないときは、前3項の規定にかかわらず1立方メートルを認定漏水水量とする。

(認定対象検針)

第5条 前2条の規定による使用水量の算出及び認定は、給水装置の事故等に対応する修理が完了した日（以下「修理完了日」という。）を含む検針分及びその直前の検針2回分のうち、連続した2回の検針分を限度とするものとする。

(申請手続)

第6条 第4条に規定する不表現漏水に係る使用水量の認定を受けようとする者は、修理完了日以後1年以内に漏水等による使用水量認定申請書（第1号様式）に漏水箇所の確認をすることができる修理後の写真を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、認定すると決定したときは使用水量認定決定通知書（第2号様式）により、認定しないと決定したときは使用水量不認定決定通知書（第3号様式）により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(適用除外)

第7条 使用水量の認定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、行わないものとする。

- (1) 表現漏水の場合
- (2) 使用者が漏水の事実を知らず修繕その他必要な処置をしなかった場合
- (3) 給水栓、受水槽、給湯器、水洗便所等の給水用具の故障・不具合に起因する漏水の場合
- (4) 宅内の工事及び給水用具の修理・交換等により地中埋設部及び壁面内部を含む給水管を破損させたことに起因する漏水の場合

(5) 修理完了日以後1年を超えた場合

(6) 過去1年以内に同一箇所での給水装置の事故により認定を受けている場合
(認定の取消)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により第6条第2項に規定する認定の決定を受けた者があったときは、その認定の決定を取り消し、決定前の水量とすることができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、給水装置の事故等による使用水量の認定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

(給水装置の事故等による水量の認定基準の廃止)

2 給水装置の事故等による水量の認定基準（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の規定は、平成29年1月1日以降に修理の完了が報告された給水装置の事故等について適用し、同日前に修理の完了が報告された給水装置の事故等に対する使用水量の認定については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、令和7年4月1日以降に修理が完了した給水装置の事故等について適用し、同日前に修理が完了した給水装置の事故等に対する使用水量の認定については、なお従前の例による。